

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「（第10号及び第11号に掲げるものを除く。）」を削り、同条第8号中「第11号」を「第12号」に改め、同条第9号中「（第10号及び第11号に掲げるものを除く。）」を削り、同条第10号中「平成26年度」を「平成26年」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 令和4年度中及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していた上位所得層の者

第2条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 平成27年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等に居住していた者（上位所得層の者を除く。）

(13) 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していた上位所得層の者

別表第2条第7号に該当する者の項及び第2条第8号に該当する者の項中「及び令和5年度相当分」を「、令和5年度相当分及び令和6年度相当分」に改め、同表第2条第12号に該当する者の項を次のように改める。

第2条第12号に該当する者	保険料額に次の表に掲げる減免割合を乗じて得た金額 減免割合 5/10	令和6年度相当分の保険料額
---------------	--	---------------

別表に次のように加える。

第2条第13号に該当する者	保険料額に次の表に掲げる減免割合を乗じて得た金額 減免割合 10/10	令和6年度相当分の保険料額であって、令和6年4月分から9月分に相当する月割算定額
第2条第14号に該当する者	広域連合長が別に定める額	広域連合長が別に定める保険料

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。